平成２９年（ヒ）第２号
兵庫県淡路市中田402番地
清算株式会社　株式会社新日本土地
代表清算人　出雲　　正
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権（以下「優先債権」という）を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
2　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額のうち別紙記載の元本額に応じて按分して弁済する（但し、１円未満の端数については一律切り捨てて弁済額を計算する）。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権に対する利息・損害金の一切、及び平成29年10月31日以降に清算株式会社に対して新たに取得した求償権その他の協定債権の一切を含む）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。同弁済を受けた後に清算株式会社に対して新たに取得した求償権その他の協定債権の一切についても同様に、本件協定債権者は当該協定債権を取得した時点でその債務を全額免除する。
4　第１項の優先債権については、随時全額弁済する。
5　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額のうち別紙記載の元本額に応じて按分して弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
神戸地方裁判所洲本支部

包括的禁止命令

平成２７年（再）第１号
大阪市西区京町堀１丁目12番１号
再生債務者　株式会社ドウプランニングインターナショナル
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成29年11月21日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第１号
大分市高尾台１丁目８番14号
再生債務者　株式会社ラビットハウス
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成29年11月17日
大分地方裁判所民事第１部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２７年（再）第１号
大阪市西区京町堀１丁目12番１号
再生債務者　株式会社ドウプランニングインターナショナル
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市中央区伏見町２丁目５番７号　岡田伏見町ビル５階　船場中央法律事務所　弁護士　大砂　裕幸
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成29年11月21日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第４５号
新潟市南区大通黄金４丁目２番地20
再生債務者　簏本　　旗
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月18日まで
4　一般異議申述期間　平成30年１月４日から平成30年１月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（再イ）第２１６号
埼玉県久喜市菖蒲町上栢間3296番地
再生債務者　岡田　貴江
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月26日から平成30年１月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１２１号
埼玉県川越市大字吉田48番地１
再生債務者　木村　智雄
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月26日から平成30年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（再イ）第７７号
神奈川県小田原市小台326番地の３
再生債務者　山口　寛也
1　決定年月日時　平成29年11月21日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月26日から平成30年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２９年（再イ）第８３号
静岡県牧之原市坂部3089番地
再生債務者　鈴木　忠実
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月21日から平成30年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２８６号
名古屋市守山区笹ヶ根１丁目603番地　サンパティオＢ棟202号
再生債務者　小林　孝誌
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月19日から平成29年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３０７号
名古屋市中区金山４丁目１番５号　Ｙ’ｓステラ415　６Ｄ号（従前の住所）愛知県安城市安城町照路22番地３
再生債務者　楢木　大介
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月19日から平成29年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３１７号
名古屋市中村区太閤２丁目12番19号　ライブフェアリー302号
再生債務者　近藤　孝幸
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月19日から平成29年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第３１号
愛知県江南市飛高町栄246番地
再生債務者　加藤　譲司
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年12月12日まで
4　一般異議申述期間　平成29年12月19日から平成29年12月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部